

まとめ資料 2

介護認定を受ける手順 介護認定のサービス内容

①要介護認定の申請

→ 市町村の窓口申請を行う

原則として 30 日以内に結果が通知されます。

(注) 申請は、本人や家族のほか、地域包括支援センター、介護保険施設、近くの居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）や、成年後見人、にも頼めます。

②訪問調査

市町村の職員や、市町村から委託を受けた居宅介護支援事業者の介護支援専門員が家庭等を訪問し、心身の状態などについて聞き取り、調査表に記入します。

病気をお持ちの場合 主治医が病気の状態などをまとめた医学的な見地からの意見書を書いてくれます。

③認定判断にて認定度を決定

介護や日常生活に支援が必要な状態かどうか
どのくらいの介護を必要とするか（要介護度）が決定。

各種介護サービスの利用が受けられる。（強制ではなく 任意で決められます）

介護認定を受けると 余計にお金を取られる と勘違いされている方が多いですが、全くの間違いです。以降の保険料等に何の増加もありません。

介護認定の費用さえも無料ですし、家族全員で介護保険料を納めているのですから 必要になれば当然に使わないと 逆に納め損になります。

★ 要支援の方 介護予防サービス（予防給付）を利用できます。

★ 要介護の方 介護サービス（介護給付）を利用できます。

A 在宅サービス 利用者が選択した居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、ケアプランを作成します

B 施設サービス 希望する施設を選び、利用者が直接申し込みます。ケアプランは施設のケアマネジャーが作成します。

要支援 1・2の方が利用できるサービス ←任意で利用でき費用は1割負担です

介護予防訪問介護（ホームヘルプ） 介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防居宅療養管理指導

介護予防通所介護（デイサービス） 介護予防短期入所療養介護

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

介護予防住宅改修費の支給

など